

平成 30 年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」審査要項（案）

平成 30 年 月 日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

「大学の世界展開力強化事業（COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援）タイプ A：交流推進プログラム（以下「タイプ A」という。）及びタイプ B：交流推進・プラットフォーム構築プログラム（以下「タイプ B」という。）」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、大学から申請された、大学の世界展開力強化を目指す交流プログラムの実施に係る事業計画及びプラットフォームの構築に係る事業計画について、教育研究活動の実績を踏まえた計画の実現性、発展性、継続性の評価により行う。

なお、タイプ A については、これまで「スーパーグローバル大学創成支援事業」の支援を受けていない大学の選定や地域配置、国公私、学部・大学院、専門分野のバランスに配慮する。

2. 審査の方法

（1）審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会」（以下「委員会」という。）の下に、委員会委員及び有識者から構成される審査部会を設置する。
- ② 審査部会においては、「書面審査」及び「面接審査」を実施する。
- ③ 委員会は、審査部会の審査結果を踏まえ、選定候補とする事業計画の決定を行う。

（2）書面審査の進め方

① 書面審査

- ・審査部会は、大学から提出された「大学の世界展開力強化事業」計画調書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。

なお、書面審査の進め方の詳細については、審査部会において定めることとする。

② 面接審査対象の選定

- ・審査部会は、申請書等の内容及び書面審査結果をもとに、合議により面接審査対象を選定する。
- ・書面審査結果において、「3. 審査項目」の中に最も低い評点がある事業計画については、慎重に審査を行うこととする。

(3) 面接審査の進め方

① 面接審査

- ・審査部会は、面接審査対象に選定された事業の責任者等に対し面接審査を実施する。なお、面接審査に当たっては、別途定める実施要領に基づき実施する。

② 選定候補（案）の決定

- ・審査部会は、書面審査結果及び面接審査評価結果を踏まえ、合議による審議を経て、優先順位を付した選定候補（案）を決定する。

(4) 選定候補とする事業計画の決定

委員会は、審査部会からの審査結果を受け、合議により、「1. 審査の基本方針」の観点を考慮に入れた上で選定候補とする事業計画を決定し、文部科学省に推薦する。

3. 審査項目

本プログラムの選定に当たっては、下記の事項に沿って評価を行う。

なお、評価に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、事業の内容及び各事項の適合性について評価するものとし、詳細は審査基準において定める。

【タイプA：交流推進プログラム】

(1) 質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容

- ・交流プログラムの目的
- ・交流プログラムの内容
- ・質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

(2) 達成目標

(3) 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

(4) 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

- ・事業の実施に伴う大学の国際化
- ・情報の公開、成果の普及

- (5) 事業計画の実現性、事業の発展性、交流プログラムの質の向上のための評価体制
- ・事業計画の実現性、事業の発展性（補助期間終了後の継続性を含む）
 - ・評価体制

【タイプB：交流推進・プラットフォーム構築プログラム】

※タイプA：交流推進プログラムにおいて示した事項に加え、下記の事項に沿って評価を行う。

- (6) プラットフォーム構築プログラムの内容及び計画の妥当性・実現性
- (7) 達成目標
- (8) 事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性等

4. 審査関連情報の開示・公開等

(1) 委員会等の審議内容等の取扱について

委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定した時は、この限りでない。

- ① 審査（人選を含む。）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う審査部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 審査結果は、文部科学省へ報告する。なお、選定された事業計画は日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 委員の氏名等の公開について

- ① 委員会委員の氏名は、委員会の開催の際に公表することとする。
- ② 審査部会委員の氏名については、選定後に公表することとする。

5. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除等

申請機関等に直接関係する利害を有する委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の書面審査及び面接審査を行わない。

また、委員会及び審査部会における当該申請の個別審議に加わることができない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- 委員が当該大学に専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- 委員が当該大学の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- 申請された事業計画に委員が関与している場合
- その他、委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申し出について委員長(部会においては部会長)が利害関係者に該当するか否かを判断する。

(2) 秘密保持

- 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- 委員として取得した情報(調書等各種資料を含む。)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

<審査の手順>

